

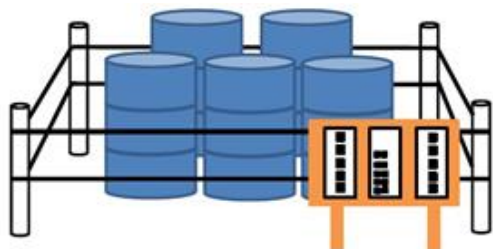
# 軽油・灯油（1,000L以上）の貯蔵・取り扱いは消防法で規制されています！

軽油・灯油等は消防法で「危険物」として規制されています。下の表に示す指定数量以上を貯蔵し取り扱う場合は、その施設が消防法の規制に適合し市町村長等の許可を受ける必要があります。また、危険物取扱者の資格を持った人が取り扱うことが義務付けられています。

代表的な危険物の指定数量（危険物の規制に関する政令 別表第3より抜粋）

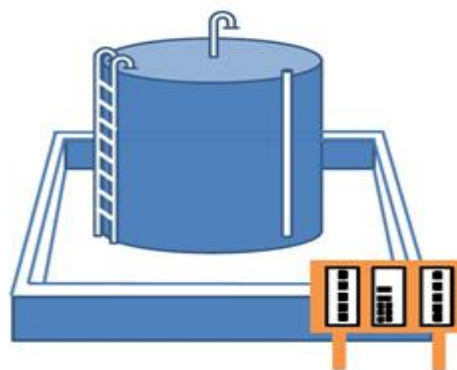
種類	指定数量 (消防法で規制)	指定数量の5分の1以上指定数量未満 (糸島市火災予防条例で規制)
ガソリン	200L	40L以上～200L未満
軽油・灯油	1,000L	200L以上～1,000L未満
重油	2,000L	400L以上～2,000L未満

屋外貯蔵所の設置例



軽油・灯油の場合、ドラム缶（200L）5本以上から消防法で規制されます。

屋外タンク貯蔵所の設置例



軽油・灯油の場合、タンク容量1,000L以上から消防法で規制されます。

## 消防法令に違反すると行政処分の対象となります

指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し取り扱うと、消防法令違反となります。故意でなかったとしても行政処分の対象となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 糸島市消防本部 予防課予防係 TEL092-332-8026